

## 介 護 保 険 施 設 の 比 較

区 分	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院
開設者	社会福祉法人 地方公共団体	医療法人、社会福祉法人、 地方公共団体、その他厚生 省告示で定める者	医療法人、国、地方公共団 体、社会福祉法人、公益法 人、日本赤十字社、社会保険 関係団体、医師 等	医療法人、社会福祉法人、 地方公共団体、その他厚生 省告示で定める者
開設許可等	都道府県知事の指定	都道府県知事の許可	都道府県知事の指定	都道府県知事の指定
対象者	常時介護が必要で在宅生 活が困難な要介護者	病状安定期にあり、入院治 療をする必要はないがリハ ビリ、看護・介護を必要と する要介護者	病状が安定している長期療養 患者で、医学的管理が必要な 要介護者	病状安定期にあり、療養上 の管理、看護、医学的管理 の下における介護及び機能 訓練が必要な要介護者
利用手続	施設と個人の契約	施設と個人の契約	病院もしくは診療所と個 人の契約	施設と個人の契約
費用の支払	介護福祉施設サービス費 の支給及び利用者負担	介護保健施設サービス費 の支給及び利用者負担	介護療養施設サービス費 の支給及び利用者負担	介護医療院サービス費 の支給及び利用者負担
利用者負担	費用（サービスの種類ごとに定められる基準額）の1割又は2割を負担 居住費・食事負担 原則自己負担（ただし、市町村民税世帯非課税者等については、その所得に応じた負担限度額） 日常生活費負担			
給付財源	国（20%） 県（17.5%） 市町村（12.5%） 第1号被保険者保険料（22%） 第2号被保険者保険料（28%）			
施設基準	居室 （1人当たり10.65㎡以上） 医務室、機能回復訓練 室、食堂、浴室 等	療養室 （1人当たり8㎡以上） 診察室、機能訓練室、談 話室、食堂、浴室 等	病室 （1人当たり6.4㎡以上） 機能訓練室、談話室、食 堂、浴室 等	療養室 （1人当たり8㎡以上） 診察室、機能訓練室、談 話室、食堂、浴室 等